慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	内村鑑三不敬事件:その思想史的考察
Sub Title	The lesè-majesté affair of Kanzo Uchimura : an unyielding strife for
	liberty of conscience
Author	鷙見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1970
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.291- 315
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	潮田江次先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19701015-0291

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内 村 鑑三不敬 事 件

――その思想史的考察――

鷲

見

誠

事件の発生――その経過と意義―― 国家権力による道徳の独占 問題の所在

問 題 の所 在 Ħ 四 ₹

「時」のあとに――結語にかえて――

事件をめぐる対立的思想

思想の流れにおいては、この問題は先ずローマ帝国内のキリスト教徒迫害として端的に現われ、 政治思想においては洋の東西を問わず、「個と全体」、「宗教と政治」が重要な問題として 扱われてきた。 以後時代の変遷とともに、 ヨーロッパ政治

宗教と政治の各領域は適切な距離を置かれ、 信仰の自由、 良心の自由が理念として確立された。

周知の如く、近代日本においては明治後期から昭和二十年八月十五日の間、神格化された天皇が政治的・社会的・道徳的

内村鑑三不敬事件

したことは言をまたない。

領域に君臨した。 かかる状況下において、自己の精神領域を思想、信仰、良心の名の下に守ろうとした数多くの人々が存在

B 的意義は大きいといわねばならぬ。 かかわらず、この事件において内村は天皇神格化を原理的に否定したのである。この観点に立つ時、この事件の含む思想史 天皇神格化に対する抵抗を問題とする時、明治二四年の内村鑑三不敬事件は初源的な形ではあるが、大きな意義を有する 内村はこの事件において、良心・信仰の自由に関する理念を理論的に構成したわけではない。 しかしそれにも

をめぐつて沸騰した対立的思想を述べて当時の思想状況を垣間見たいと思う。 る。更に、それに対する原理的否定としての内村の宸署礼拝拒否(正確には「躊躇」)の思想的意義を探り、最後に、この事件 本稿において、 我々は、 後に神格化されて国民精神を内縛した天皇制の宗教的・道徳的原理の萌芽的存在を明 ら かにす

一、国家権力による道徳の独占

皇制が用いられたのである。 的 は又日本国民全てを自己の前に跪拝せしめるカリスマ的指導者も発生しなかつた。 されたものであることはいうまでもない。この政治変革過程において、武力で他を圧倒する程に強大な権力保有者もあるい 明治維新は天皇によつて主体的に達成された政治的変革ではなく、岩倉、木戸、大久保その他の人々によつて展開・成就 ・単一的主体が存在しないことによる政治の混乱が存在した。結論的にいえば、 かかる統一的要素を有するものとして天 かかる歴史状況の必然として建国の統一

式の正当性を附与するかが緊急の問題であつた。 明治藩閥政権の担当者にとつて、自己に対抗する政治勢力(自由民権運動)に対して自己の所有する支配権に、 如何なる形

当化に関して、 「家」観念あるいは「家指向的」情緒は、祖先崇拝と家父長的権力者観を内包してきた。 ここには、 既存政治権力の補強には機能しても、「天命による革命」の理念は日本に定着しなかつたと 解してよいであろう。 基礎づける普遍的概念が存在しなかつた。歴史的には、 権力を正当化するものは、権力を超越した、より普遍的なものでなければならぬ。 日本で優位を占め続けてきたものは「血統」であつた。 換言すれば 血統を 保持した「家」であつた。(1) 仏教思想中の諸理念は支配の正当化に関して機能せず、 日本においては、政治権力の正当性を 昔から存在する秩序と 儒教思想も 支配の正 この

支配権力を神聖とみなす信念・情緒が存在する

皇の統治の下に全国民がひとつの家族の如く和合し合う君民一体の関係から生じたものと規定することもできる。これは、 内容は、単なる政治的観念ではないために無限に豊富な要素を有するものではあるが、本稿の意図に関する限り次の要素が みなされていた天皇家であつた。それ故、支配の正当性を附与するものとして、天皇制が政治の前面に押し立てられたので いわゆる「家族国家観」である。 注目されなくてはならぬ。 「国体」という。この国体観念は、 以上の如き「伝統的支配」の伝統が存在する日本において、 且つ国民の宗教的心理と民族的自覚によつて構成された国民道徳的観念でもある。あるいは又、国体を、 明治の政権担当者達は国民の統合契機としてこの天皇制を活用したの で ある。 天皇を支配の頂点とする国家形態を つまり、国体は単なる国家形態であるばかりでなく、 明治期に捏造されたものではなく、日本史上、脈々たる伝統を有してきた。 最優位の「家伝統」は「万世一系の皇統」を保持していると 国家の体質となつている精神的なものであ 万世一系の天 国体観念の

ト云ハ太主夫孫此国ヲ闢キ給ヒ倫理ヲ定給ヒショリ」(傍点筆者)と述べて、天皇の祖先達しかも神の子孫が日本の倫理を定 ·日本国ノ父母ニマシマス」と宣言し、自らが日本国の父母であることを強調した。そして更に「神州風儀外国ニ勝(3) 明治二年二月二〇日、天皇は「奥羽人民告論」を渙発した。その中において、天皇は「天照皇大神宮様の御子孫様ニシテ…(2)

るところから、 立したが故に、 冷い支配関係ではなく、温い恩義の関係として国民の前に提示する。 日本が外国よりも優秀であると宣揚する。天皇家祖先による日本国の倫理定立という観念は、本稿の意図す 極めて重要な意味を有する。続いて、天皇制の正当性を伝統に依拠させ、 しかも天皇と国民との間も単なる

テ夫孫立給フ御教君臣ノ大義ト申モ此事ナリ」。 ウナル浅間敷事ニアラス開闢以来動キナキ皇統開闢以来カハラサル下民ノ血縁ナレハ上下ノ恩義弥厚ク益深シ是即万国ニ勝レシ風儀ニシ 『外国ノ如ク国モ度々世ヲカヘテ請タル恩モ二代カ三代カ君主ノ因モ百年カ二百年カ昨日ノ君ハ今日ハ仇今日ノ臣下ハ明日ハ敵トナルヤ

様な理想像の訴えに対して民衆に共鳴する基盤があると為政者を考えせしめた事実(文化的伝統)が重要である。 は主君の寝首をかく敵となるという事柄は、なにも外国の事例ではなく二、三百年前の日本の現実であつた。むしろ、 体系を模索しつつ、今後の政治への希望が述べられたものとも考えられる。「昨日ノ君ハ今日ハ仇」、「今日ノ臣下ハ」 ここにおいては、徳川幕府たる既存の政治秩序を破壊して、全く新しい政治体系、それも明確な展望、政治計画を有さぬ あの 明日

かかる線に沿つた教化をなすことが義務づけられたのは当然のことながら、民衆自身の胸中における「家」観念と「国」観 めには、 を政治の前面に押し立てるためには、国体観念を活用することが有効であつた。この国体観念を政治関係で説明・弁証する 蕃閥政権の担当者は自己の権力の座を正当化させ安定させるためには、天皇制を擁立する以外に方法は無かつた。天皇制 家族国家観を必要とした。かかる支配のイデオロギーを国民自身の内面に植えつけ、国家への忠誠心を引き出すた 様々の次元において各種のイデオロギー操作、感情移入等が必要であつた。そのために国家官吏が各地方にあつて

を運命共同体とみなし、その結果彼等が家に対すると同質の帰属意識・忠誠心を国・天皇にも抱くために、支配者側は次の 民衆にとつて「家」は運命共同体とみなされた故に一体感・帰属意識の対象として明確に存在した。民衆が家と同様「国」 念を一体のものとして連結することが先ず第一に必要であつた。

仰=天孫降臨神話の体系にくり込み、系列化しようとしたのである。同時に、政治的権威を保有するために、 本の神となつた。 たる祖先崇拝を利用したこと。 の して侵すべから」ざる存在として聖別され、民衆から無限の距離に置かれた。 如きイデオ 祖先の霊を拝する民衆の心情に家父長として侵入した。 .々日本 ロギー かくてその万世一系の子孫としての天皇は民衆の「父母」(奥羽人民告論) 国民に恩愛を傾けたとして、 操作でもつて民衆の側に働きかけた。第一には、天皇家が日本国を開き、 この利用において、天照大神は天皇家の皇祖神(天照皇大神) 皇室を民衆 換言すれば、 (「家」) の側に親近させたこと。 民衆の祖霊信仰 かくて天皇神格化への萌芽がここに生じた。 (祖先崇拝)を天皇制は自己の皇霊信 あるいは大御親として、 第二に、 にしたてられ、 あたかも家父が家族全員になし 家にまつわる固 天皇は 全ての神 自分達 の大 信

ある。 道徳に関して天皇に発言権が存在するという伝統が日本に底流としてある点で第三の要素、 本稿において重視さるべきは、 道徳は新しい意味と体系を附与され「国」 天皇家の先祖代々が「倫理ヲ定給」うたとして、 内村のいわゆる「不敬」行為が天皇神格化を原理的に否定した点で第二の 道徳即ち忠君愛国の内部に包合された。 国民の通俗道徳をも天皇制の枠内に吸収したこと。 これである。 この象徴的結晶 が 教育勅 これによ

に先立ち憲法制定の根本精神に関する自己の所信を表明した。 明治二一年六月、 天皇御臨席の下に開催された、 帝国憲法草案審議のための枢密院におい て、 議長伊藤博文は

欧州ニ於テハ当世紀ニ及ンテ憲法政治ヲ行ハサルモノアラスト雖、

是レ即チ歴史上ノ沿革ニ成立スル

已ニ各位ノ暁知セラル、如ク、

心ニ浸潤シテ、人心此ニ帰一セリ。然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者其力徴弱ニシテ、抑、欧洲ニ於テハ憲法政治ノ萠セル事千余年、独り人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラ 随テ廃亡ス。苟モ国家カ国家トシテ生存シ、人民ヲ統治セントセハ、宜ク深ク慮リテ以テ統治ノ効用ヲ失ハサラン事ヲ期ス ヘ キ ヲ求メ、我国ノ機軸ハ何ナリヤト云フ事ヲ確定セサルヘカラス。機軸ナクシテ政治ヲ人民ノ妄議ニ任ス時ハ、 其萌芽遠ク往昔ニ発カサルハナシ。反之我国ニ在テハ事全ク新面目ニ属ス。故ニ今憲法ノ制定セラル、ニ方テハ先ツ我国ノ機軸 ーモ国家ノ機軸タルヘキモノナシ。 政其統紀ヲ失ヒ、 仏教ハータヒ隆 国家亦タ ナリ。

ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ。我国ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ。是ヲ以テ此憲法草案ニ於テハ専ヲ意ヲ此点ニ用ヒ、盛ノ勢ヲ張リ、上下ノ人心ヲ繋キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖、宗教トシ 尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セサラン事ヲ勉メリ。……乃チ此草案ニ於テハ、君権ヲ機軸トシ、偏ニ之ヲ毀損セサランコトヲ期シ、 ノ欧洲ノ主権分割ノ精神ニ拠ラス(傍点筆者)。〔清水伸「帝国憲法制定会議」(岩波書店・昭和十五年)八八頁以下。〕 宗教トシテ人心 君憲ヲ

体であるかを承知していた。 された。 ハ祖宗ノ遺訓」ではあるが「宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ」い故に、国民的統合の要素とはなり得ないと判断 目安箱に邪教(キリスト教) の状況を観察すれば、仏教はかつて隆盛をほこつたものの、維新に際し、新しい状況に自らの教義を適用する力すら失つて 合要素として宗教=キリスト教が機能している事実を洞察したことは、彼の慧眼といつてよいであろう。ひるがえつて日本 伊藤は民権運動に対する闘争を通して、国民的統合の契機なく且つその統合要素を把握することなければ政権は如何に弱 取締りを国家権力に要望する建白書を出す程に「衰替ニ傾キ」、利用するに耐えない。 各国憲法研究のためにヨーロッパを視察した彼が、それぞれの国において国民生活の根本・統 又 「神道

的統合をなし得るものは天皇制のみであつた 由民権運動家すら、その私擬憲法草案に明記していた。客観的にみても、(?) とする国体を近代日本の統合契機にしようとする発想は、伊藤以前の幕末の思想の中に存在したし、藩閥政府を批判した自 ここで伊藤は、「我国ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ」と断定したのである。 もつとも、 当時の日本の政治的・思想的状況下において国民 天皇及びそれを中核

は宗教的・倫理的粉飾をほどこされて、以後の歴史に展開していつた。つまり、天皇制が「統治ノ効用」のために日本国の であつたキリスト教と同じ機能を果すべく運命づけられたのである。 くて天皇制は政治的主権者として 侵すべからざる 万能の君権を 有して 国民の前に屹立すると同時に、 伊藤の主観的意図がどの様なものであれ、 欧米文化 の 人機

的には意図しなかつたとしても、以後、天皇を中核とした国体は、非宗教的宗教として発展し、魔術的な力を発揮し「統治 在し続けてきた天皇の神的・倫理的性格が客観的に、明確化され体系化されざるを得なかつたのである。 「機軸」として政治的・社会的次元で確立され利用(為政者によって)されればされる程、 前述した如き 伝統の底流として存 伊藤がたとえ主観

ノ効用」を大いに高めたのであつた。

なくしては、如何に地方官の圧力が強力であつても教育勅語は勅語として成立することはなかつたであろう。 レッシャー」である。他は、明治一二年の「教学聖旨」を端緒とする、明治天皇自身の徳育に関する強い関心である。これ よりも先ず次の二つが重視されなければならぬ。ひとつは「共同体秩序の再編を政治の面で直接に担当していた地方官のプ さて、教育勅語成立の要因には、混乱した教育界に対する指針の要求、復古主義・儒教思想の復活等も挙げられるが、何(8)

道徳による民心の秩序が要望されているのではなくして、為政者が積極的に倫理規範を提示して民心を統一し、 を集中させ、「唯一つ何等か道徳上の大本を立てて民心を統一せんことを」一致して認めた。 ここでは 市民社会の自生的な(9) 倫理である孔孟の教えであることはいうまでもない。 的任務の達成をはかろうとしているのが明白である。そしてこの「道徳上の大本」として求められたものが、我国に固有の 明治二三年二月に内務省は地方官会議を召集し、ここに集つた各県の知事は民心の乖離、 確固たる教育方針の欠如に議論 自己の政治

る_{îi} しかし、 地方長官会議は徳育の基本方針を必要とはしたが、教育勅語そのものを要請したものでないことは注 意 を 要 す

よう命令された。 榎本に替つて明治二三年五月に文部大臣になつた芳川顕正は、(ユタ) これは異例な事であり、 如何に明治天皇自らが倫理規範の確立に熱意を有していたかが解かるであろう。 天皇から直接、教育上の基礎となる「箴言」を編さんする

二九七 (二八二一)

「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ス」として しりぞけ、 天皇の侍講元田永孚の意見を入れつつ自から勅語作成の立役者として現わ(3) 芳川は、 時の帝国大学文科大学教授の中村正直に文部省案として箴言を作成させた。これを一読した法制局長官 井 上 毅 は

歩ト常ニ反対ノ徴候アリ……」として宗教に冷淡な態度をとりつつも、 明治七年あるいは八年に書かれたと推定される「欧洲模倣ヲ非トスル説」 (4) 政治に対する宗教の影響力に関しては「政治」 において、 井上は「凡ソ宗教ノ進歩ハ 知識 の側 ごと進

セシ御心ノ儘ナラヌハ賀茂川ノ水山法師ノ一言ハ早晩政治家ヲシテ之ヲ発セシムルノ時アルヘシ豊ニ畏レサルヘケンヤ 旦政権ヲ以テ宗教ヲ左右スレハ再ヒ宗教ノ為ニ政権ヲ左右セラルルナリ…・若シ我政府ニテ一タヒ宗教ニ干渉セハ往時白河法皇ノノ給

から警戒の目をもつて眺めることを怠らなかつた。

ここにおいては、伝統的な宗教と政治の癒着は認められず、事態に関する政治家=国家主義者の目覚めた意識が存在する かかる傾向は一段と高まつて「教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見」に顕在することとなつた。(15)

別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ 義ニ従へハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ 英国露国ニテハ宗旨上国教主義,今勅諭ヲ発シテ教育ノ方嚮ヲ示サル、ハ政事上ノ命令ト区 第一此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ天生¦聡明¦為"之君¦為"之師¦トハ支那ノ旧説ナレトモ今日ノ立憲政体ノ主 被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ侯テ両三日来苦心仕候其故ハ

陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同シカラズ

門ノ哲学者ノ穿鑿ニ任スヘシ決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ 第三此勅語ニハ盥遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ道之本源論ハ唯タ専

第二此勅語ニハ敬、天尊、神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第四此勅語ニハ政事上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラズ何トナレバ時ノ政事家ノ勧告ニ出テ

至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ

第五漢学ノロ吻ト洋風ノ気習トヲ吐露スヘカラズ

第六消極的ノ砭愚戒、悪之語ヲ用ウヘカラズ君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク浅薄曲悉ナルヘカラズ

第七世ニアラユル各派ノ宗旨ノーヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語気アルヘカラズ

此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ実ニ十二樓台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語 ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノロニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ

至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ生ノ考察ニテハ両ツノ方法アリ

甲ハ文部大臣マテ下付セラレ世ニ公布セズ

乙ハ演説/体裁トシ文部省ニ下付サレズシテ学習院カ又ハ教育会へ臨御/序ニ下付セラル(政事命令ト区別ス)

別紙ハ右乙ノ積ニテ試草仕候余り簡短ニ過キ候歟ナレトモ王言如、玉ハ只タ簡短ニ在リト奉存候

猶高教ヲ奉仰候テ更ニ再稿可仕候

E

頓首

毅

山県伯閣下

之本源論ハ……決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ」ものではない故に哲学上の理論を勅語から排した。この点は、 た。それ故、彼は教育勅語を一般の政治上の勅語と区別して、勅語下付の手続にまで細かく配慮している。(16) この書簡が雄弁に語つている如く、 開明官僚としての井上は、君主が国民各自の良心の自由を干渉することを 不 可 と し しかも彼は 道

の国教思想とは対立する点である。

如き観を呈したのであつた。例えば事件の当事者である内村鑑三すら「儀式に勝る敬礼の存するあり、 井上の起草した勅語案は元田の国教思想と妥協が可能であり、 しかし、哲学上、宗教上の論争の対象とならぬために、勅語は倫理規範形式のみを内容とされた。この形式主義の故に、 あるいは又全ての係争から超越して国民全体に受容されるが 即ち勅語の実行是な

内村鑑三不敬事件り」と述べた。かくて「民心ノ統一」は達成されることになつた。

二九九 (二八二三)

心の自由を守ろうとしても、当時の風潮であつた保守的反動、つまり復古主義、日本的伝統への愛着の心情は天皇・国体へ た。それは、「我国の機軸」としての天皇への忠誠であつた。井上が如何に立憲主義を建前とする 日本において、 の忠誠に名を借りて良心的な国民の「良心の自由」を踏みつぶしていつたのである。 語があらゆる宗教教義、 哲学理論を離れて倫理規範の形式のみを有した結果、その形式を埋める倫理的内実が要求され 国民の良

三、事件の発生―その経過と意義

明治二三年十月三〇日、教育勅語は宮中に参内した総理大臣、文部大臣に下賜された。

された。これを「拝受」し「奉読式」を挙行する際の事大主義的有様は、今日の想像を絶するものである。第一高等中学校(『) (以後、一高と略)には明治二三年十二月二五日に授与され、学生が文部省におもむいて受取つている。 明治二三年当時の日本には、全国に七つの高等中学校があり、この七校に明治天皇の親署のある教育勅語がそれぞれ授与

これに先立つこと一ヵ月半、十一月三日に一高では天長節祝賀式が催され、天皇・皇后両陛下の御真影を「拝し奉」つた

後、校長木下広次は教育勅語を次の如く学生に説明した。

的あるを知らず此勅語は実に吾人が諸君と与に依りて立つへき杖なり柱なり … 此勅語は我国教育の基礎学制の大本にして決して学理学説と同一視すべきものにあらず若し之に違うものはこれを我国民といふべからず

に値する唯一の精神的道徳的支柱へと発展していつたのである。地方官の要請はここに正しくかなえられ、 ては勅語は学説を超越した存在、日本の教育の基礎、学制の大本にまで昇華せしめられ、人々が進むべき唯一の目的、 井上は学説上の論争の対象となることを避けるために、特定の学理学説に依らずに勅語を考案した。しかし、ここにおい 為政者の意図 信頼

は、意図された水準以上に充足されたのである。 木下校長は必ずしも保守的思想の持主ではなく、事件解決に執つた態度その他からして開明された思想の持主で 教育勅語をめぐつて精神的な「統制波及の原理」が伸展したといえよう。

もあつたようである。)

ゆる「ベル書簡」にくわしい。いささか長いが引用してみよう。 らではなく、教育勅語に署名された天皇のサイン=宸署に礼拝することを躊躇して発生したのである。(ミジ たのである。ここでも明らかな通り、不敬事件は誤り伝えられている様な、内村が御真影あるいは勅語に礼拝しなかつたか 病気欠席の木下校長に替つて教頭久原躬弦が「奉読」し、次に教員及び生徒五人ずつが宸署の前に来て、これに「奉拝」し 高における教育勅語奉読式は明治二四年一月九日、倫理講堂で行なわれた。両陛下の御真影の前に勅語を「奉置」し、 この間の事情は いわ

日本東京小石川同心町六

一八九一年三月六日

親愛ナルベル様

感情ハ校内ニ過去ニ於テ又タ現在ナホモ強ク、 目ナリシガ故ニ、ソノ事ニ就キ考フル時間ハ殆ド有セザリシナリ、ソレ故ニ疑ヒテ躊躇シ乍ラ、小生ハ小生ノ基督信徒ノ良心ニ取テ安全 道ノ儀式ニ定メラレタルヤウニ我々ガ常ニ祖先ノ遺物ノ前ニオ辞儀スル如キ態度ヲ以テ、オ辞儀スルコトヲ求メラレシナリ、小生ハカ、 ヲ受領スル儀式有之候、校長ノ式辞ト右勅語ノ朗読ノ後、教員生徒ハ一人々々高壇ニ昇テ、勅語ニ附セラレタル皇帝ノ署名ニ、仏教ヤ神 ナル方ノ途ヲ取レリ、而テ六十人ノ教員(皆ナ非基督信者ナリ、小生以外ノ二人ノ他ノ基督信徒教員ハ欠席シタレバナリ)ト一千人以上 ル見知ラヌ儀式ニ応ズルノ用意ハ全然ナカリキ、蓋シ事ハコノ学校ノ教頭ノ新発明ナリシガ故ナリ、小生ノ昇テオ辞儀スル順番ハ第三番 ノ生徒ノ威儀ヲ正シ居ル面前ニテ、小生ハ小生ノ立場ヲ取リ、オ辞儀ヲ為サザリキ!ソレハ小生ニ取リ怕ロシキ瞬間ナリキ…… コノ前貴下ニ書送シテ以来、我生涯ハ非常ニ多事ナルモノニ有之候、一月ノ九日ニ、小生ノ教へ居タル高等中学校ニテ教育ニ関スル勅語 ソレガ国家トソノ元首ニ対スル不敬ノ非難ヲ、小生ニ対シ又タ小生ヲ通シテ基督信徒

般ニ対シテ持出ス正当ナル理由

(彼等ノ想像スルガ如キ)ヲ見出シタルナリ、…… 事ハ校外ニ拡マリ、

次デ新聞雑誌ガソノ反響ヲ取上

体タル国家」ノ存在ニ危険ナリト主張スル博識ノ人々アリ、 ‥‥ 小生個人ノ問題ハ徐々ニ移リテ基督教対国家オヨビ皇室ノ関係テフ一般 問題ト 成レリ、「万国普通」ヲ教フル基督教ハ「個別ノ統一 自身確カムルタメ、小生ハ基督信徒ノ友人ノウチ四人ノ意見ヲ求メタリ、: 校長ノタメ、而テ小生ノ生徒ノタメニ、小生ハオ辞儀ヲナスコトニ同意セリ、シカシ先ヅソノ事ニツキ基督信徒タル完全ナル態度ヲ自分 ラズシテ躊躇ナリシ、良心ノ咎メナリシ、ソレガ小生ヲシテカノ瞬間ニオ辞儀ヲ否マシメシナリ、而シテ今ヤ校長ハソレガ礼拝ニアラザ 生自身多年ノ間認メ来リシトコロナリ、コノ日本ニ於テハソレハ亜米利加ニテ帽子ヲ取ル以上ノ意味ナキコトシバノヘナリ、拒絶ニハア 民ノ習慣ニ従フコトヲ殆ンド小生ニ懇願セン許リナリキ、……ソノ手紙ハ小生ヲ動カシタリ、 : オ辞儀ハ礼拝ノ意味ニアラズトハ、小 書送シ、小生ノ良心ニ従ヘル行為ヲ是認シ又タ称讃シ、オ辞儀ハ皇帝ニ対スル礼拝ニハアラズシテ単ニ尊敬ニ過ギズト確ク信ズトテ、国 ト僻見ハ鎮メ得ザリキ、…・シカルニ無慈悲ナル世ノ中ハ戸外ニ荒レ狂ヘリ、彼等ハ学校ノ校長ヲソノ病床ヨリ呼ビ出シ、小生ノ事件ニ対 小生ヨリ更ニ寛大ナリキ、シカシ小生ノ肺炎ハマス~~重態ニナリ居タリ、 ルコトヲ小生ニ確言シタル以上ハ、小生ノ良心ノ咎メハ取去ラレタリ、小生ハソノ儀式ハ寧ロ愚カナルモノト信ズト雖モ、学校ノタメ、 ルノ屈辱ヲ嘗ムルコトヲ小生ニ強フルコトナクシテ小生ヲ学校ニ引留メントシテ最善ヲ試ミタリ、・:彼ハ非常ニ深切ナル手紙ヲ小生ニ シ満足ナル解決ヲ附ケントセリ、彼レ校長ハ小生ガ初メテ学校ニ関係シテ以来絶エズ善キ友人ナリキ、ソノ故彼ハ勅語ノ前ニオ辞儀ヲス ル数人ノ生徒教員ヲ迎ヘタリ、‥‥小生ノ論法ト証明ハ彼等ヲ個人々々ニ沈黙セシムルニハ十分ナリシ、シカシ一団トナリシ彼等ノ忿怒 ゲタリ、 世上ノ議論 度生死ノ闘ヒニ赴キシナリ、 …… 小生ハ少シク力ヲ獲タリ、小生ハ日刊新聞ノ旧号ヲ持チ来ラシメタリ、シカルニ見ヨ! 新聞雑誌ハ中央地方トモニ小生ノ行為ニツキ種々ナル意見ヲ述ベタリ、概ネ勿論不賛成ナリ、 ノ中心ナリキ、…・小生ノ高等中学校トノ関係ハ既ニ断タレ居タリ、又タ小生ハスベテノ仕事ヲ奪ハレ居レルヲ発見セリ、 小生ノ驚キシコトニハ彼等ハコノヤウナル問題ニツキテハ …事件全部ハ友人タチニ引渡サレタリ、而シテ小生ハモウ 式後一週間小生ハ小生ノ許ニ来レ 小生ノ名前

前に引用した「ベル書簡」において、自分の壇上の行為は「拒絶ニハアラズシテ躊躇ナリシ、良心の咎 メ ナ リ シ」といつ て頭を下げることである。それ故、唯一神信仰を真に自己の問題としている内村にとつては、奉拝の対象は唯一絶対なる神 内村は最初、 彼には、宸署に対して敬意を表することはできても、奉拝・礼拝することのできぬのは明白であつた。 「奉拝」を宗教的なものと解釈した。 奉拝は自らが信ずるものに心底から 湧き上がる畏怖と尊敬の念をもつ 内村は

のと評価される 史を支配しなかつた。 よつて、天皇神格化、 教的なのではなかろうかという疑念が「良心ノ咎メ」を引起して宸署敬礼を「躊躇」せしめたのである。 た。「拒絶ニハアラズシテ」なる言葉は、 天皇への宗教的礼拝は本質的に否定されている。当然のことながら内村のかかる行為、 しかしこれがその後の天皇神格化の歴史を原理的にこの時点で拒否している点で、極めて意義深いも 内村自身の宸署に対する敬意を内に含ませており、且つ突然 命ぜられた 敬礼が宗 この一 意識は後の歴

思想的傾向として、 迫りくる内外の現実に真剣に対決し、自己の良心に基き決断することによつて成就してきた。 想的内容を豊潤なものとした。 はなかつた。 らの良心に基いて彼自身の信仰に沿つた行為 内村はこの「奉拝」が如何なる意味を有するか、学問的に省察する時間的余裕を有さなかつた。 良心は生命そのものであり、 彼は自己の置かれたその場その場の状況に誠実に全身全霊をもつて対処し、その結果として自らの信仰的 彼は前以つて一定の理想・目標を模索・追求し、しかる後に実践して自己の人格、 つまり、彼は自己の思想的発展を、 何ものにも譲渡できぬ自己の現 (礼拝をするのではなく、 実そのものであつた。 思弁的・組織的思考によつて達成したのではなく、 頭を下げて敬意を表すること)をとつたのである。(②) それ故、彼にとつては、 それ故、 思想を練磨する人で 彼は瞬間的に自 彼に · · 思

ス 時の人々(知識層)の勅語に対する態度が判別できよう。 さず、此神聖なる式場を汚せり」(傍点・筆者)とある。 理室なり、 が日本人の心層に潜在し、 内村が宸署に敬意を表したことは事実らしく、 臣民の心の中に重い比重を占めつつあつたのである。 此室に於て此式を行ふ、日本の臣民たるもの誰か感泣せざらんや、独怪むべし、 教育勅語渙発はこのエートスを顕在化させたのである。あるいは又、勅語渙発は二〇年代から胎 一高「校友会雑誌」(3号)の中では「九日、 勅語は日本臣民をして感泣せしめる程、 つまり、 換言すれば、 最敬礼ではなかつたのである。 天皇にまつわる事物を神聖視する心情、 本校教員内村鑑三氏は敬礼を尽 勅語拝戴式を行ふ、 神聖にして貴重なものへと この短文においてすら、] }

ある。

動し始めた保守反動の機運に拍車をかけることになつた。反キリスト教的潮流の湧き上がりもこの脈絡の中で把える必要が

を耽読していたらしいが、この書物と良心による宸署礼拝の躊躇を結びつけている点は、 これまでの記述で「良心」が大きな比重を占めていたことは明白である。内村は当時、 明治四二年に回顧して曰く。 内村の感受性の豊かさ、 カーライルの「クロムウ 決断の無 ル 伝

準備的一回性という特質を示すものとして興味深い。

ら此事を為したのである。(窓) に由て断然之を拒んだ。と、吾等は国に反いて此事を為したのではない、良心の声を重じ、良心に反くのは国を欺くのであると信じたかロムウェルとに心魂を奪はれし其当時の余は如何にしても余の良心の許可を得て此命令に服従することが出来なかつた。余は彼等の勧奨倫理講堂に於て其頃発布せられし教育勅語に向て礼拝的低頭を為せよと、時の校長代理理学博士某に命ぜられた、然るにカーライルとコ も忘れて読み続けた、余は之に由て自由と独立との愛すべく貴むべきを深く教へられた、而して読んで半ばに至りし頃、余は高等学校の カーライル著 「コロムウェル伝」の余に及ぼせし感化に就ては余は之を叙するに足るの言辞なきを歎ずる。…… 余は之を得て何物を

:

(傍点・筆者)

からみつく伝統を突き離して、自らの行動規範となつたのである。良心は何物にも替え難く、 拝的低頭」を強いられた時、彼の良心はこれを許さなかつたのである。良心が全てであつた。良心は、内村の場合、 の人格関係を重視する福音信仰を与えられた彼にとつて、これは当然の帰結であつたといえよう。そして宸署に対して「礼 自由と独立が貴いものであることは、 札幌独立教会形成において既に萌芽的に示されている。 何物にも優さつて重いものと 神と人間と 自己に

を有するものであつた。そしてこの良心は、個人と国家の関係を正しく吟味する媒介項であつた。それ故良心は国家に対す したのである」。我々はここに真に国を愛する者の言葉をみる。(%) 「吾等は国に反いて此事を為したのではない、良心の声を重んじ、良心に反くのは国を欺くのであると信じたから此事を為 内村にとつては、 個人・良心は国家に優るとも劣らない重み

なつてくる。それ故、

内村は次の如き悲痛な叫びをあげざるを得なかつた。

る忠誠心の中核ともなるのである。内村が時代を超出していた点は、これである。彼においては、国家至上主義は全く存在

せず、国家・天皇制は相対化されているのである。

勢と比較すれば、 以下参照)に背くことの恐れから惹起されたのである。 内村のこの行為は、 良心を偽るということは、国家を偽ること以上に唯一絶対なる人格神を偽ることを意味した。勅語礼拝拒否は先ず神を偽 神の掟(「わたしのほかに君は他の神々を持つてはならない」・出エジプト記二〇章三節。 本質的に「対決」の契機を内包しているものである。(タイ) 日本的風潮に妥協的な当時のキリスト教界の姿 関根正雄訳・岩波文庫五九頁

同信の四人の友人達の解釈を主体的に判断して自らも「オ辞儀」は礼拝ではないと確信し、ここに「良心ノ咎メハ取去ラレ タ」ので 「オ辞儀スルコトニ同意」したのである。(ただし、内村は病床にあつたので同じキリスト者である一高教授 木村駿吉が代 良心の咎めによつて宸署礼拝を躊躇した内村も木下校長の意見(オ辞儀ハ皇帝ニ対スル礼拝ニアラズシテ単ニ尊敬ニ過ギズ)と、

行した)

点に立つと、 とはいえ、客観的には宸署敬礼あるいは御真影・勅語礼拝は宗教的意味を有して歴史的展開を始めていたのである。 に該当しないといえる。 自身には内的首尾一貫性が 存在するのである。「屈服」が内的首尾一貫性を曲げることと解すれば、内村のこの場合はそれ 心ノ咎メ」によるとすれば、「宸署敬礼」の非宗教性を自覚して「良心ノ咎メ」が消えた以上、内村が敬礼を 仕直しても 彼 内村のかかる態度変更を「不完全」「屈服」「敗北」と評する観方も存在する。(8) 内村の敬礼再行は状況に対する冷静な洞察を欠いたものとみなされる。 しかし、内村の判断(宸署敬礼は宗教的意味を有さずという)が如何に主観的には首尾一貫性を有する しかし、「宸署奉拝」躊躇が内村自身の「良

依願解嘱であつた。 しかし敬礼再行で収まる程、この事件は簡単ではなかつた。肺炎で生死の境をさまよつた後に、 内村が知つたことは一高

内村鑑三不敬事件

四、事件をめぐる対立的思想

をその初端から水泡に帰してしまうこの事件を処理するにあたり、正当性・合法性なくとも一教授の人格・良心を無視する 公明正大な処置を要求したが、黙殺された。この黙殺を如何に解釈したらよいであろうか。当局に正当性を確信せしめるも け、文部当局は二月二三日、彼に非職を命じた。木村は自己の行動にやましい点を覚えず、新聞に公開状を出し文部大臣に る。木村はキリスト教を信ずる一高教授で、事件処理に活動したが、激昂した国家主義的学生は彼に対しても非難の矢を向る。木村はキリスト教を信ずる一高教授で、事件処理に活動したが、激昂した国家主義的学生は彼に対しても非難の矢を向 ことは意に介さなかつたのであろうか。 のが存在していれば、当局は堂々、所信を表明したであろう。政府当局者は、天皇制を軌道に乗せようとする自分達の努力 この事件に対する当局者の態度は明らかではない。しかし、それを側面から暗示するものとして、木村駿吉非職問題があ

をも押し流してしまつたのである。 る。井上が「君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ」と開明思想の一端をのぞかせたにせよ、圧倒的な国粋主義的時流はこれ 拝の念によつて「宗旨上之争端」を引起したのである。井上のおそれたことは、別の予期せぬ素因によつて的中したのであ する賢明な井上毅の配慮により、宗教上の色彩を極力脱色せしめられた教育勅語は、渙発後わずか四ヵ月で天皇に対する崇 「此勅語ニハ敬」天尊」神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」と

拝せず忠孝の大倫を神に向てのみ有するが如き只管未来と天帝とを大切にして現世を蔑視するが如き国家的観念の乏しきが 帝国大学教授井上哲次郎は事件を知つてか知らずか、 次の如く述べた。 スト教的立場は、 不敬事件を契機として、反内村的立場は反キリスト教に上昇し、問題はキリスト教界全体に関わるものとなつた。反キリ 内村の態度が不敬であるという感情的反発と共に、キリスト教が国体に適せぬと主張した。この時期に、 「耶蘇教の第一日本に適せぬ点は其十誡中先祖を崇

如き誠に我国体国俗には有害無益なり……」。

忠誠を抱くことは、君主が臣下の信仰領域に介入し、信仰に反した命令を下さない限り、両立するものであつた。 ている点で論理的脆弱さは決定的である。 キリスト教文化圏内においては君主は臣下の忠誠を確保するために自己に対する宗教的崇拝を必要としなかつた。 の最高知識人とみなされた者のキリスト教理解はこの程度のものであつた。ここでは「忠孝の大倫」と信仰が混同され しかも、 3 1 ロッパの歴史が示す如く、神への信仰を有することと君主へ政治的 且つ又、

でも国家=天皇を究極価値とみなさないキリスト教は、「国家的観念」も乏しい故に「国体国俗」に適合することは不可能 井上の右の論説では、 国家価値 =国体が最高倫理として措定されている。 この見解からすれば、 「現世を蔑視」 しな

不敬事件に反応した人々の中、熱心且つ組織的に論を張つたのは、川合清丸であつた。

苦の荒海を済度し給ふ活仏に坐ませり。(傍点ふりがな・原文のまま)(36) に坐ませり。此の大御心の外に神仏の心無く。神仏の心の外に大御心なし。・・我が皇室は直に此の国土万物を造化し給ふ造物主に坐まもなく。徹上徹下。敬の一字に成り切らせられて。玉体の御中心より。八面玲瓏と透き徹らせ給はゞ。王座其の儘御神に坐ませり。御仏 せり。我等が祖々先々より今日に至るまで。夜の守日の守に守り給ふ活神に坐ませり。我等が子々孫々血統の続かん限りは。此の四苦八 「夫れ我が邦の神と尊み仏と崇むるものは。本来宇宙の純霊にして。一毫の私なく。一分の滞なく。玲瓏と照り徹りて。而かも万徳円満いた。 されば天子の神仏に御拝礼在らせらるゝに当りてや。其の大御心が純粋無雑にして。一毫の御私もなく。一分の御帯

民の姿勢は単なる政治上の忠誠心を超越して、現人神に対する信仰と恩徳に対する感謝の心が中心とならねばならぬ。 ここには疑うことなき、天皇神が現在する。この現人神の「家」=皇室が日本臣民を夜昼守護する故に、 皇室に対する臣

の然らしむる所なり。

るとも劣らない。発禁となつた福音週報五○号(明治二四年二月二○日)において、植村は次の如くいう。 最も戦闘的・論理的に意見を発表したのは、植村正久である。事件に関する思想史的観点からみた植村の位置(%) 治的君主としての天皇に対する忠誠心を有したとしても、現人神への信仰なき者はその背中に「不敬」の焼印が押されるの に、 被治者たる国民の関係に関し、政治の論理が内包されていないのである。それ故、この両者の関係を規定し、維持するため である。 道徳の観点から感謝の念をもつて畏視されなければならぬ。前に引用した川合の論説においては、 さて事件が内村非難からキリスト教攻撃に変ると、信徒の側からもそれに対する応答がな さ れ た。 内村は当時病床にあ(3) この国体主義によれば、政治における統治者・被治者の関係は、 その後の転地保養を要する神経衰弱のために、この事件に関して論理的意見の開陳をしていない。 国民に対して政治の論理から演繹された「忠誠心」が要請されるのではなくして、現人神信仰が要求される。たとえ政 かくて非宗教的宗教たる国体思想によつて、明治憲法が保証した信教の自由は霧散していつたのであつた 権力関係として冷静に考慮されるのではなくして、 政治的統治者たる天皇と 牛 リスト教徒の中 内村に優

啓示せる聖書に対して、低頭礼拝することを不可とす、また之を「屑」とせず。何故に今上陛下の勅語にのみ拝礼をなすべきや「 …吾人は新教徒として、万王の王なる基督の肖像にすら礼拝することを好まず。何故に人類の影像を拝すべきの道理ありや吾人は上帝の ばとて、其の智愚得失ハ暫らく置き。之を以て、偶像を拝するなり、十誠に背戻することなりとは容易に断言すること能ハざるなり。 吾人ハ今上陛下を尊敬す。陛下に対して、敬礼を表せずんハあらず。其尊影に対し、勅語に対し、同一の精神に基づける敬礼をなしたれ

礼」は認めない。 村は 「敬礼」と「拝礼」を厳密に区別した。彼は天皇に対する「敬礼」は認めるにしても、 い わんや勅語においてをやである。そして植村は勅語、宸署に対する低頭は宗教的拝礼であると解釈した キリストの像に対する「拝

のである。彼の思想は更に進展して次の如くなる。

所御参拝とは如何なるものぞ。毫も宗教の意義を抱含するものに非るか。何ぞ其事の宗教と相類似するの甚々しきや。 ④)るものなり。吾輩死を以て、之に抗せざるを得ず。・・皇室と所謂神道とは抑も如何なる関係ありや。彼の神道とは如何なるものなるや賢 皇上は神なり。之に向つて宗教的礼拝を為すべしと云はば是れ人の良心を束縛し奉教の自由を奪はんとするものなり、帝国憲法を蹂躪す

信仰及び良心の自由から由来する点に特徴があるといえる。 制」の人々に有つたが故に、当然のことである。この抵抗の原理は、自然権、自然法に基くものではなく、主張者の熱心な 治憲法を盾にして自己の立場を弁証し、抵抗の意を表したのは皮肉というべきであろう。これも、正当性と合法性が「反体 ここでは、天皇制にまつわる宗教性が透視されていることは明白である。しかも反体制的な人々が、 体制の根本である明

を必要とすると断言した。 徳育を委ねることは、盲人が盲人を導くのと同じであるとし、且つ「義務の念を鼓励し、其の勢を助くるに」は宗教的熱情 植村は、当時の風俗の堕落に対する矯正としての勅語渙発に、否定的である。何故なら、徳育の方針に迷つている教員に

くの如き狂愚に陥らざるを得ず」(傍点・原文のまま)と断定した。「人類」なる普遍的存在に徳育をほどこすには偏狂なる愛 植村は、当時、国家主義的・愛国的教育の道具として高山彦九郎が挙げられていることに言及し、彼を「熱狂士」と定義 更に曰く「帝室を基礎として、 皇室尊重心ではなし得ず、常に普遍的宗教でなす必要があると、植村は主張したいのである。ここにおいて、 日本てふ国家を中心として、人類の道徳を養成せんと、欲するときは、其の弊や終に斯 日本の

あつた。 明治以来の国家教育は人間性の開発・発展 それ自身を 目的としたものではなく、「富国強兵」「殖産興業」のための教育で それ故、 その教育観は一種の功利主義的教育を本旨とした。植村はここに批判り矢を集中する。その思想的根拠は

国家主義的教育は本質的に否定されている。

内村鑑三不敬事件

個人主義である。しかしこの個人主義はいわゆる自由主義思想から発するものではなく、キリスト教から由来する。 ト教によれば、 人間は何物にも替え難き霊魂の持主である。 植村はこの個人人格の絶対不可侵の尊厳性から出発して、「国 教会、家族は個人を利するの手段に過ぎず、国家、教会、家庭の標的ハ之より生ずる個人なりとは基督教の真理なり。 キリス

と断言してはばからない。

て、 難せず、皇上に忠良なる日本国民として、文明的の教育を賛成する一人として、人類の尊貴を維持せんと欲する一丈夫とし えず、教育令にも見えず、唯当局者の痴愚なる、頭脳の妄想より起りて、陛下を敬するの意を誤まり、教育の精神を害し、 行はるゝ影像の敬礼、 ……明治の昭代に不動明王の神符水天宮の影像を珍重すると同一なる悪弊を養成せんとす。吾人は敢て宗教の点より之を非 かかる弊害を駁撃せざるを得ず」。 かる開明思想は当然のことながら御真影の敬礼、勅語の拝礼にも批判の目を向ける。「吾人ハ今日の小学中学等に於て、 勅語の拝礼を以て、殆んど児戯に類することなりといわずんばあらず。憲法にも見えず、法律にも見

神道を国教化しようとする明治政権に対する批判であり、「活神」思想を根幹とする日本的文化・天皇制に 対する 挑戦であ ここには、キリスト教界の後の歴史が歩んだ国体思想への陥入はみられない。植村の姿勢は、憲法の精神を換骨奪胎して

五、「時」のあとに――結語にかえて――

流れていつた。彼が信仰に固く立ち、良心的であればある程、愛する日本との距離は遠のくばかりであつた。 鳴盤を見出すことはできなかつた。国家主義的潮流は益々、内村の如き「個」に目覚めた者を押しつぶして、反対の方向に 内村の良心的態度、 植村の開明思想、井上毅の開明官僚としての意識、これらはついに当時の日本国民の広い層の中に共

僕ハ理解セザルベカラズ、政治的自由 (liberty) ト信教ノ自由 (freedom of conscience) トハ如何ナル国ニ於テモソノ献身セル子等ノ間ニ 何カカ、ル試練(破レシ家庭、衰へシ健康、甚ダシキ誤解、カクマデ愛スル国民ニ依ル迫害・筆者補)ナクシテハ購ハレザリシコトヲ、

以後、内村は降りかかる患難を「試練」として受け止め、状況に触発され状況と自己を冷静に自覚しつつ、全力で事柄に

而シテ僕ハ神ガ僕ヲカヽル重荷ヲ担フタメニ選ビ給ヒシコトヲ感謝スベキナラズヤ!

預言者的実存としての内村が日本国を愛しつつも突き放して普遍的な神の目を通して、それに批判を加えた姿勢から生ずる 皇制イデオローグと最も激しく対決した明治中期の第一級の思想家」となつていつたのである。この「深い内的な力」は、 対決していつた。かくて内村は単なる「キリスト教伝道者の枠をはるかに越えた広い社会活動と深い内的な力によつて、天

- 藤田省三「体制の構想」(近代日本思想史講座・筑摩書房・昭和三六年)一八五頁参照。(図書の出版年月の表記は、原本のまま。以下同じ。)
- (2) 奥羽人民告論 法令全書 (明治二年)·九〇頁。

ものであつた。

- 3 元年一月二三日、岩倉宛書簡。『大久保利通文書』第二・一九二頁―一九三頁)と述べている。 る様な状態では「民之父母タル天賦ノ御職掌ニハ、大ニ乖戻シタル訳ナレハ、此根本、 道理適当ノ御職掌定ツテ、 初メテ内国事務ノ法起ル可シ」(明治 奥羽人民告論に先立つこと一年、大久保は岩倉に宛てた大阪遷都の建白書の中で、これまで通り天皇が玉簾の中に在つて公卿のみ拝することができ
- 想(天皇は日本国民の父母)が存在していることに注意したいのである。 治意識を形成しようとする大久保の「目覚めた」政治意識が顕著である。 それ故、 我々は、彼の如き開明政治家の意識の末端にかかる 家族国家観的発 もつとも、この書簡には、「上下隔絶シテ其形今日ノ弊習」となつた天皇家にまつわる旧弊を切りすてる為に京都を棄て去つて、 新たな政治体制、 政
- (4) 天皇を父母とする家族国家を形成するためには官吏たるものは人民を道徳的に教化訓道することが急務となる。即ち「民政ハ治国ノ大本最モ至重ノ 筆者)。民部省規則·六七四号。法令全書(明治二年)·七九頁 事トス …. 府藩県ト戮力協心教化ヲ広クシ風俗ヲ敦クシ生業ヲ奨励シ撫育ノ術ヲ尽シ賑済ノ備ヲ設ケ上下ノ情ヲ貫通シ以テ 衆庶ヲシテ 可令安堵」(傍点
- クスル事能ハス政ノ以テ治ムル事ナケレハ其職ヲ効ス能ハス是教ト政ト相順テ行ハルル所以ナリ…… 天孫 皇大神ノ勅ヲ奉シ斯土ニ君臨シ之ヲ撫育シ玉 的に直結させて「衆庶安堵」の家族国家を形成することが要請されている。更に明治三年七月の「大教御趣意ノ餞」ではこの点が一層鮮明となる 「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正シクシ其職ヲ効シ以テ朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クコトナケレバ其心ヲ正シ しかもここにおいては、道徳的に教化するばかりではなく、「上下ノ情ヲ貫通シ」て身分較差を除去して封建的残滓を拭い去り、「衆庶」と天皇を情緒

二八三五

智識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ 其維新ノ隆治帰向セシムヘク 候是政教一致ノ御趣意ニ候事」秋田沿革史・(下)・明治三一年刊 ・ 一七九頁参 列皇相承亦皆《大神ノ心ヲ以テ心ト為シ玉ハサルハナシ ……故ニ大教ヲ宣布スル者誠ニ能ク斯旨ヲ体認シ人情ヲ省テ之ヲ論摂シ

- (5) 天皇制が日本の民衆の固有信仰を自己の枠内に取り込んだということ以外にも、そもそも明治国家はその発端からして宗教的色彩の濃厚な形態・本 御造立ノ上……」と宣言された。かかる体質(エートス)は、「文明開化」が叫ばれ制度が西欧化されても、 消滅するものではなく、 国民の心情の底流 日の太政官布告において「此度、王政復古神武創業ノ始ニ被」為」基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被」遊候ニ付而者、先第一、神祗官御再興 質を有した。明治維新は「王政復古」と称揚され、その典範は神武創業に求められた。神祗官制度の再興がその具体的表現であつた。明治元年三月一三
- (6) 尾佐竹猛「日本憲政史大綱」(上)(日本評論社・昭和十三年)・二一九頁参照。開設された「待詔局」に仏教徒による、キリスト教攻撃の建白書が最 も多かつた。 として流れ続け、何かを契機として爆発的に表流におどり上がつてくるものである。
- (7) 色川大吉「明治の文化」(岩波書店・一九七○年刊) 二七四頁以下参照
- 藤田省三「天皇制国家の支配原理」(未来社・一九六六年)二一頁。 渡辺幾治郎「教育勅語の本義と渙発の由来」(藤井書店・昭和十四年)二〇八頁以下参照)
- 海後宗臣「教育勅語成立史の研究」(海後発行・昭和四○年)三四二頁─三四五頁
- 我々は、地方行政官が教育・道徳の問題に関心を注ぐ特異な状況並びに発想に注意したい。 芳川顕正「教育勅語御下賜事件」(教育時論・明治四五年七月二五日号)参照。
- 海後前掲書・一五三頁以下、三四八頁以下参照

渡辺前掲書・二五九頁以下参照。

倫理の大本の確立を要請した地方官の一員である芳川は、榎本が果さなかつた徳育問題決着のために起用されたのである。

(1) 海後前掲書・一四八頁。

- 海後宗臣「教育勅語成立史の研究」(海後発行・昭和四○年)三四二頁─三四五頁。 元田永字が明治の教育・道徳の世界に果した特異な位置に関しては、 次のものにくわしい。 海後宗臣「元田永孚」(文教書院・昭和一七年)一頁以
- 章。海後前掲書・一三〇頁参照)。そして日本は民主の国多き西欧とは異なり「我国は、彼の国と、 建国の体を異にし、豊葦原の臣民は、皆「皇祖」皇 民を視る、我が子の如く、臣民の君を仰ぐこと、父母の如く、君臣、祖、孫、同気一体相ひ契合凝結して離るべからず」(経筵御進講録・論語弟子入孝 祖の一君ましまして、臣民を統治し、子々孫々、万世窮りなし。故に天下の大道は、君臣に始まりて、万づの道理、皆此の君臣に包含せり。特に君の臣 彼が天皇の侍講として明治一一年に進講した内容は、これまで我々がみてきた国体思想、 家族国家観と同質である。「我が国は、天地開闢より、

宗の赤子にして、餓れば之に賜ふに食を以てし、寒ければ、之に賜ふに衣を以てし給ひしなれば、憲法を建てて、其の自由を与へ給ひ、・・民の権利は

とが理解される。 んや」(論語為政首章・海後前掲書・一三九頁参照)と論断した。 ここでは、 家族国家観によつて個人人格が最高主権者の君徳の中に解消されているこ |君権は、君徳の勢力範囲を云ふなり。・・ 我臣民たる者、賜ふ所の権利を拝取して、誰か敢て、君上に向ひて、民権を唱ふ者あるべけ

儒学者元田は、当時の欧米模倣に危機感を抱き孔子の教を教育の基礎にしなければ、本末を誤ると主張した。かかる発想が基調となつて、 明治二二年

の「教学聖旨」(教学大旨)が結晶となる。

時の教育界、社会一般に支配的であつたのではない。むしろそれと対極的な要素が充溢していたが故の反発として、右のものが顕在化したのである。 道徳ノ学へ孔子ヲ主トシテ・・・・ 道徳才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布満セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。」 治政権が共同体秩序原理にその基礎を置いたとはいえ、維新で秩序原理は混乱し、民権運動も高揚しつつあつた。教育界は欧米的風潮が隆盛であり、教 育勅語渙発の後にそれを基に作製された修身教科書(明治三七年)すら、イギリス功利主義の色彩が濃厚であつた。「三田の文部省」は未だ健在であつ 「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、……祖宗ノ訓典ニ基ツキ・… 元田においては、以上引用した諸文献から解かる如く、個人の確立、個人人格の国家からの独立等の思想は存在しない。ただし、彼と同質の思想が当

14 井上毅伝記編纂委員会編「井上毅伝・史料篇第一」(国学院大学図書館発行・昭和四一年)五一頁以下参照

たというべきであろう。石田雄「明治政治思想史研究」(未来社・昭和二九年)六頁以下参照。

- (5) 井上毅文書 B-4256 (マイクロ・フィルムによる)。
- 「帝国憲法制定会議」(岩波書店・昭和十五年)五六九頁以下参照 国民の良心の自由、信教の自由に関する公的見解が示されているものとしては、憲法制定会義における「憲法説明」及び「参照」がある。
- (宀) 「文学博士井上哲次郎君に呈する公開状」教育時論・明治二六年三月十五日(内村鑑三著作集第二巻・岩波書店・昭和二八年)一七頁
- 会議は文部大臣井上毅に勅語記念日に関して答申して曰く、 勅語奉読式に関する事大主義は渙発・御下賜の直後で感激したためでもあろうか、三年後の明治二七年には消失して次の如くなる。全国高等中学校長 小沢三郎「内村鑑三不敬事件」(新教出版社・一九六一年)四〇頁以下参照。この書は、不敬事件に関する基本的資料集である。

八 東語紀念

為ニ休日ヲ増ス等ノコトアルヲ以テ別ニ式日ヲ設ケテ紀念祭ヲ行ハザルコト(傍点筆者)。井上毅文書・B-2661。 勅語紀念日ニ関シテハ勅語ハ各校片時モ捧読講話ヲナシ生徒ノ常ニ服膺スル所ナルヲ以テ別ニ式日ヲ設ケテ紀念セシムルノ要ナク且前後ニ於テ式日多ク

長の連署がある。第一高等中学校長心得として、久原躬弦の署名がある。彼は、内村批判の教員仲間の一人であつた。 休日が多くて教育の実効が上がらぬから、これ以上休日を増やしたくないとでも、いいたいのであろうか。この答申書の最後に全国七つの高等中学校

「皇家は世々父の位におはしまし臣民は代々子の位に居る。世に我皇室と、臣民とには、父子の関係ありといふは、是なり」。民衆の水準においてはいざ 一高「校友会雑誌」一号(明治1 ||三年十一月1 ||六日)四○頁。三頁以下に「国体論・天長節演説─教授小中村義象」として次の如き記述 が ある。

(1八三七)

知らず、伝統主義的心情の知識層によつてかくの如き家族国家観が当時唱なえられつつあつたことは記憶されてよいであろう。

- 官報・一二六〇号(明治二四年一月十四日)一一〇頁参照
- 「明治文化史」第六巻・宗教篇・三五四頁。
- 内村鑑三著作集第十八巻(岩波書店・昭和二九年)二六五頁以下参照
- (32) この間の分析に関しては、中沢治樹「若き内村鑑三論」(待晨堂書店・一九五八年)一〇一頁。その他、瞬間的決断の意味を重視する観方としては、 森有正「内村鑑三」(明治文学全集・39「内村鑑三集」・筑摩書房・昭和四二年)三六一頁以下参照
- |山本泰次郎訳補「内村鑑三―ベルにおくつた自叙伝的書翰―」(新教出版社・昭和二四年)六一頁参照

「読書余録」(聖書之研究・第一一三号・明治四二年十月号)(復刻版による)四三頁以下参照。

- 文庫)一冊を読めば十分である。内村が愛国者であることは、非キリスト者も認めていた。それの一端を物語るものとしては、横山喜之「第一高等中学 校不敬事件の裏面-嘉納治五郎氏の義俠について-」(友愛書房・昭和三八年)を参照。その外、小沢前掲書・二八頁および一四四頁以下参照 内村が欧米崇拝者ではなく、真に日本文化を愛した思想の持主であることを知るためには、 彼の著作「余は如何にして 基督教徒となりしか」(岩波
- (28) 内村はこの時、一高における教友、木村駿吉と中島力造、組合教会牧師・金森通倫、 同・横井時雄に相談した。 金森は「基督教新聞」(三九三号・ (タイ) 隅谷三喜男「近代日本の形成とキリスト教」(新教出版社・昭和四一年)一三〇頁以下参照。 明治二四年二月六日)に「帝室及祖先に対する敬意」と題して次の如く述べた。「……天皇は我国の至尊吾人が 主君なりされば 其至尊を代表する真影に
- 最初の非難は、植村正久主筆の「福音週報」四九号(明治二四年二月十三日)中、「内村鑑三氏」(四頁)、「世の所謂不敬事件について」(六頁-七 にある。内村はこの非難を「ベル書簡」で不当のものと解釈した。

対して敬礼を施し若くは「天皇の御先祖に対して敬礼をなすは毛頭宗教的の分子を含むにあらず……」。

- を含むものではなかつた)(中沢前掲書・一〇三頁)は、明治二四年当時には 未だ天皇制絶対主義の イデオロギーは成熟していなかつた故に、いささか 酷な面を有する。不敬事件は矢張り、「天皇制絶対主義のイデオロギーに対する批判」を原理的に含んでいた。 ただし中沢教授の評価(不敬事件そのものは…… 勅語と勅語に対するあのような礼拝形式を生み出した天皇制絶対主義のイデオロギーに対する批判
- (31) 東京大学所蔵の内村の辞表は、素人目にみても彼の筆によるものではない。しかしこの事実及び彼の意志によらぬ辞職は、事件の本質を変質せしむ
- 木村駿吉の事柄に関しては、小沢前掲書一〇六頁以下参照
- 週報」四九号(明治二四年二月十三日)四頁以下所収の「壱岐坂教会の大騒擾」参照。 [福音週報』五○号(明治二四年二月二○日)二頁参照: 収の「権威を重んずべし」において、一高当局が生徒の当事件での壮士的活動を制止せず適切な処置をとらなかつたことを非難した。その他では「福音 当時、隆盛になりつつあつた保守主義は一高の学生にも信奉者が多かつたようだ。「日本評論」二四号(明治二四年二月二五日)は三四一頁以下所
- (34) 小沢前掲書・一〇六頁以下参照。

- (35) 井上哲次郎「欧洲に於ける梵語及仏教上の所見」(教学論集六七篇・三〇頁)。
- (36) 川合清丸 「筆..誅不敬賊臣.」(承前)(日本国教大道叢誌・三三号)四二頁以下参照。
- (37) 川合前掲論文(前掲誌·三二号)·四一頁。
- (38) これに関しては、小沢前掲書・一五九頁以下参照。
- 以下参照のこと。 植村の思想的位置づけに関しては、京極純一「植村正久」(新教出版社・昭和四一年)・十六頁以下参照。尚、 彼の政治思想に関しては、同書七四頁
- ことが許容されもするし、全体の文脈も植村の思想と同一である故、ここに引用した。 共同声明者は、押川方義、植村正久、三並良、丸山通一、巌本善治の五人である。これは共同声明ではあるが、署名者の思想を表明したものとして扱う 共同声明「敢えて世の識者に告白す」(郵便報知新聞・五五〇一号・明治二四年二月二一日。あるいは福音週報・五一号・明治二四年二月二七日))
- (4) 植村正久「徳義破壊の現状」(日本評論・二七号・明治二四年四月十日・六二頁以下参照)。同じ内容を述べたものとしては、「十月三十日の勅語、倫 理教育」(日本評論・十七号・明治1 ||三年十一月八日)(植村正久著作集【1】・新教出版社・一九六六年、二八七頁―二八八頁)
- 植村正久「基督のすがた―国家における基督―」(福音週報・五〇号・明治二四年二月二〇日・四頁―五頁)。
- (43) 植村正久「不敬罪と基督教」(前掲誌・二頁)。
- (4) 内村・ストラザース宛書簡(前掲著作集・二七四頁)。
- **4) 色川大吉「増補・明治精神史」(黄河書房・一九六八年)三三二頁。**

後記

十七・八歳より内村の著作に親しんで以来、日本における内村の思想的位置は、常に筆者の関心をひく事柄であつた。この関心が 智雄教授の御好意、各種の資料に関して、ペリカン書店店主の品川力氏の与えられた御高配に感謝する次第である。 を賜つた本塾法学部の手塚豊教授に感謝の意を表したい。東京大学の明治新聞雑誌文庫の閲覧において示された、東京大学の松田 「内村鑑三」・清水書院) での多くの示唆が資するところ 大であつた。 資料・文献の所在に関して明治法制史の専門的見地から助言 よりな形にまとめることとなつた。拙稿が生れるに当つては、東京教育大学の関根正雄教授を中心とする内村研究会(その成果が 同じ問題意識で理解されるとはいえ、西欧政治思想史を専門とする筆者にとつてはいささか場違いではあつたが、その関心をこの